昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇規　則　公益質屋法施行細則の一部を改正する規則
◇告　示　健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
　計量器定期検査の実施
　定期種牡畜検査の実施
　肝てつ検査の実施
　昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
　保安林予定森林
　解除予定の保安林
　土地の用途廃止
◇公　告　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

規則

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第六十五号

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則

公益質屋法施行細則（昭和二年十月鳥取県令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条各号列記以外の部分中「公益質屋法施行規則」の下に「（昭和二年内務省令第三十四号）」を加え、同条第五号中「各年度収入明細書」を「各年度収支明細書」に改め、同条を第一条とする。

第四条中「公益法人」を「社会福祉法人」に改め、同条を第二条とし、第五条から第七条までを二条ずつ繰り上げる。

第八条中「公益法人」を「社会福祉法人」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「公益法人」を「社会福祉法人」に改め、同条を第七条とする。

第十条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九条　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）、公益質屋法施行規則又ハ本規則ノ規定ニ依ル書類ハ正副二通提出スルコトヲ要ス

第十一条を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石破二朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市東町三丁目一〇八一の四	耳鼻咽喉科、気管食道科	森脇　良省	昭和四十三年七月二十二日	乙表点数表
崎山薬局	東伯郡東伯町大字徳万三〇三の一	／	日本クレオソート㈱取締役社長崎山五郎	〃　八月一日	／
米増病院	倉吉市宮川町	外科、整形外科、放射線科、胃腸科	米増　保	〃	乙表点数表
天野医院	東伯郡大栄町由良宿五一三	内科、小児科、産婦人科、外科	天野　守	〃	〃
森歯科診療所	鳥取市元鋳物師町	歯科	森　亮輔	〃	歯科点数表
松本歯科医院	東伯郡三朝町今泉六五七	〃	松本喜久枝	〃	〃
谷口歯科医院	東伯郡羽合町久留一八一	〃	谷口　昌久	〃　六日	〃
島医院末恒出張診療所	鳥取市伏野一七一九の一	外科、内科、呼吸器科	島　重夫	〃　十四日	乙表点数表

鳥取県告示第五百六十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石破二朗

検査日時	検査区域	検査場所
九月　十六日　午前十時から午後三時まで	倉吉市	上井商工厚生会館
〃　十七日　午前十時から午後三時三十分まで	〃	倉吉福祉会館
〃　十八日　〃	〃	〃
〃　十九日　〃	〃	倉吉市役所
〃　二十日　〃	〃	〃
〃　二十四日　〃	〃	〃
〃　二十五日　〃	〃	〃
〃　二十六日　〃	〃	計量器所在場所
〃　二十七日　〃	〃	〃
〃　三十日　午前十時から午後三時まで	〃	倉吉市役所

鳥取県告示第五百七十号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する定期種牡畜（山羊）検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石破二朗

検査期日	検査開始時刻	検査場所	
八月　十九日	午前九時	鳥取市国安	東部家畜市場
〃	午後一時	八頭郡船岡町船岡	船岡家畜市場
〃	午前十時	西伯郡大山町	旧所子家畜市場
〃	午後一時	米子市吉岡	西部家畜市場
〃　二十日	午前十時	境港市竹内町	余子家畜検査場
〃　二十一日	〃	倉吉市八屋	倉吉家畜市場

〃	午後一時	東伯家畜市場
〃	午前十時	生山家畜市場
	日野郡日南町	

鳥取県告示第五百七十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　実施の目的　肝てつ症予防のため

二　実施する区域　別表のとおり

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四　実施の期日　別表のとおり

五　検査の方法　皮内反応及び虫卵検査

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十八日	関金町	松河原、安歩、郡家、金屋、関金宿検診場
〃	東伯町	福永、山田、公文、倉坂〃
〃　二十九日	関金町	真野原、新興、明高、経営大学校〃
〃	東伯町	岩船、岩本谷、一ツ尾、三保〃
〃　三十日	〃	中津原、三本杉、別宮、宮場、上法万〃
〃	赤碕町	上中村、中村、太一垣、出上〃

鳥取県告示第五百七十二号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年八月十三日から施行する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県東茨城郡　同県勝田市　同県土浦市　同県水戸市　同県那珂郡　同県常陸太田市　同県久慈郡　同県西茨城郡　同県稲敷郡　埼玉県加須市　千葉県野田市　同県香取郡　同県山武郡　神奈川県相模原市　同県川崎市　長野県大町市　島根県簸川郡大社町　同県江津市　岡山県久米郡　同県津山市　福岡県行橋市　佐賀県杵島郡　同県東松浦郡　同県小城郡　長崎県西彼杵郡　大分県竹田市　同県北海部郡

鳥取県告示第五百七十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字東宇塚字大谷五四八、五四九、五四九の一、五五〇から五六五まで、五六六の二から五六六の七まで、字大成五六七から五八〇まで、五八一の一から五八一の六まで、字百カン谷五八二の一、五

八二の二、五八三から五八七まで、五八八の一から五八八の一七まで、五八九から五九二まで、五九二の一、五九三から六〇五まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七、六〇八、六〇八の一、六〇九から六一六まで、字津満屋六一七、六一八の一、六一九の一、六二〇の一、六二一の一、六二二の一、六二三、六二三の一、六二四から六三三まで、六三三の一、六三四、六三四の一、六三五、六三六の一、六三七の一、大字河津原字山口上二六二の一から二六二の一六まで、字奥田二七一から二七三まで、二七四の一から二七四の九まで、二七四の一一、字マア谷口三四九の一、三四九の四

二　指定の目的

水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字水口字血見谷滝ノ奥五三二の一、五三二の二、字血見谷東平五三三

二　保安林として指定された目的

干害の防備

三　解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月十三日から用途廃止した。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

所在場所	面積（平方メートル）	用途
八頭郡若桜町大字若桜字浅井橋ノ本九二ノ二番地先から九三〇ノ一〇番地先まで	六六・七三	道路敷
〃　九三三ノ四番地先から九三三ノ一番地先まで	四一・〇八	〃

公　告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和43年８月13日

鳥取県公安委員会委員長　沢　住　辰　蔵

1　開催の日時及び場所

日時	場所	受講対象者
昭和43年９月２日 午後１時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和43年９月５日 午後１時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2　受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年６月７日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は、除く。

3　講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令　　２時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い　　１時間

4　考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を１時間行なう。

5　受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の５日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6　携行品

(1)　筆記用具

(2)　猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙

(3)　印